

太陽光発電設備の共同購入事業業務仕様書

この太陽光発電設備の共同購入事業業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、太陽光発電設備の共同購入事業（以下「本事業」という。）の内容を示すものであり、本事業を実施する事業者（以下「支援事業者」という。）は、この仕様書に定める事項について確実に履行しなければならない。

1 事業名

太陽光発電設備の共同購入事業

2 事業の目的

県では、平成26年4月に「かながわスマートエネルギー計画」を策定し、火力発電等の「集中型電源」から太陽光発電等の「分散型電源」への転換を図り、エネルギーの地産地消を目指している。

そこで、太陽光発電設備の購入希望者（以下「購入希望者」という。）を募り、一括して発注することにより、スケールメリットを活かした価格低減を促し、太陽光発電設備の更なる普及拡大を図ることを目的とする。

3 事業の概要

(1) 事業の概要

本事業は、購入希望者を募り、スケールメリットを活かした価格低減を促し、太陽光発電設備の普及拡大を図る事業であり、県は、県が有する広報媒体（ホームページ、県のたより等）を活用して、本事業に関する広報等の支援を行うものとする。

(2) 事業の流れ

支援事業者は、以下の事項を実施することで、県民購入希望者と施工事業者を仲介し、事業を円滑に実施する。

- ・本事業の支援事業者は、広告宣伝を行うことで購入希望者を募集する。
- ・支援事業者は購入希望者数等を集約し、事前に設定した要件に基づき選定入札資格を付与した施工業者に設置予想戸数等の情報提供を行う。
- ・支援事業者は選定入札資格を付与した施工事業者を対象として、太陽光発電設備の設置費用に関して入札を実施することで、最も安価な価格を提示した施工事業者を決定する。
- ・支援事業者は施工事業者決定後、購入希望者に対し、施工事業者が提示した設置金額等を示し、太陽光発電設備の購入意思の確認を行う。購入を決めた購入希望者（以下、「購入者」という）は相対契約で施工事業者と契約を結び、太陽光発電設備を設置する。

(3) 事業の実施時期（目安）

購入希望者の募集開始：平成31年4月頃

購入希望者の募集終了：平成31年5月頃

施工事業者の決定：平成31年6月頃

購入希望者への購入意思の確認締切：平成31年8月頃

4 業務内容

下記の内容について、随時県と協議の上、決定及び実施するものとする。

(1) 実施体制の構築及び統括責任者等の選任

- ア 協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を実施すること。
- イ 業務の実施に当たっては、統括責任者を選任すること。統括責任者は、本事業又は類似の事業^{*}に従事した経験があり、業務管理について責任を負える者を選任すること。
※太陽光発電システム（モジュール、集電箱（集電箱一体型パワーコンディショナーを含む）、パワーコンディショナー）の大量発注から納品までの一連の事業（以下同じ）
- ウ 業務の実施に当たっては、統括責任者の下にプロジェクトリーダーを選任すること。プロジェクトリーダーは、実務を主導する立場として、本事業又は類似の事業に3年以上従事した経験があり、業務の実施について専門的な知見を有する者を選任すること。

(2) 事業計画の策定等

- ア 事業計画の策定に係る市場調査及び市場分析を行うこと。
- イ 事業計画を策定すること。
- ウ 事業スケジュール表（WBS）を作成すること。
- エ 購入希望者へ提供する太陽光発電設備の種類（単結晶、多結晶モジュール等）や性能（変換効率等）を示したプランを作成すること。

(3) 広告宣伝

- ア 広報計画を策定し効果的な広告宣伝を行うこと。
- イ 広報スケジュール表（WBS）の作成を行うこと。

(4) ホームページの構築及び運用等

- ア 本事業に係る総合サイト（以下「総合サイト」という。）の構築、運用、メンテナンスを行うこと。
- イ 総合サイトを使用した購入希望者及び施工事業者の受付を行うこと。
- ウ 総合サイトの構築、運用、メンテナンスを行う場合は、県が提示するセキュリティ仕様書を順守（別添セキュリティ仕様書参照）すること。

(5) 施工事業者の公募及び選定等

- ア 太陽光発電設備を安全かつ確実に設置できる施工事業者を公募により選定するため、選定基準を作成すること。

イ 施工事業者の公募は、公平性を担保するため、総合サイトで行うこと。また、施工事業者は、「県内に事業所を有する」ことを条件にすること。

ウ 選定基準に基づいた施工事業者の審査を行うこと。また、選定基準を満たした施工事業者による入札を行い、最も安価な入札を行った事業者を施工事業者として選定すること。

エ 選定された施工事業者との間で、本事業を遂行するために必要な事項を定めた契約書を作成し、契約を締結すること※。また、契約書には必ず次の内容を明記すること。

(ア) 施工に関する苦情やトラブル等が発生しないよう、施工事業者は、関係法令を遵守して、太陽光発電設備の施工に当たること。

(イ) 万が一、施工に関する苦情やトラブル等が発生した場合には、施工事業者が誠意を持って対応するとともに、苦情やトラブル等が発生した日時、場所、内容等を記録し、支援事業者へ報告すること。

(ウ) 施工事業者が苦情やトラブル等を解決できない場合には、支援事業者が案件を引継ぎ、誠意を持って問題解決に当たるとともに、対応した日時、場所、内容等を記録し、施工事業者へ報告すること。

オ 苦情やトラブル等については、上記エ (イ)、(ウ)で作成した記録を付して、速やかに県へ報告すること。

カ 選定された施工事業者の入札金額を購入希望者へ提示し、最終的な購入意思の確認を行うこと。

※ 太陽光発電設備の設置に関する契約は購入者と施工事業者の相対契約となるため、購入者と支援事業者間に契約関係は生じない。

(6) 太陽光発電設備の施工検査

ア 太陽光発電設備を安全かつ確実に設置するため、施工事業者が行う設置業務に対して、その実施状況を確認し、問題等がある場合は指導等を行うこと。

イ 業務の実施に当たっては、業務責任者を選任すること。業務責任者は、いかなる施工トラブルも見落とすことなく、その安全性、確実性を担保する必要性から、太陽光発電設備の施工業務に3年以上従事した経験があり、業務の実施について専門的な知見を有する者を選任すること（実際に施工検査を行う者も同様の経験、知見を必須とする）。

(7) 問合せ対応

ア 問合せ及び苦情へ対応するため、コールセンターの設置及び運用を行うこと。

イ 問合せ及び苦情については全てコールセンターで対応すること※。

ウ コールセンターで問合せ及び苦情へ対応する者への研修を行うこと。

エ 業務マニュアル及び質疑応答集を作成すること。

オ 県に対する問合せ及び苦情があった場合の対応を行うこと。なお、問合せ及び苦情が発生した日時、場所、内容等を記録し、県へ報告、引継ぎを行うこと。

カ コールセンター以外の問合せ及び苦情(本社等への問合せ及び苦情)についても対応すること。

キ 業務の実施に当たっては、業務責任者を選任すること。業務責任者は、業務を主導する立場として、コールセンター事業に5年以上従事した経験があり、業務の実施について専門的な知見を有する者を選任すること。

※ コールセンターは、全ての問合せ及び苦情の一義的な窓口となるが、施工事業者と購入者間の契約に係る問合せや苦情、施工に係る技術的な問合せや苦情等については、対応した日時、場所、内容等を記録し、施工事業者へ報告、引継ぎをすること。

(8) アンケート調査

ア 購入者を対象としたアンケート調査票の作成、回収、集計を行うこと。

イ アンケートの内容については、事前に県と十分な調整を行い決定すること。また、アンケートの回収率を上げる取組みを実施すること。

(9) 事業実施の経費

- ・ 本事業に要する経費は、太陽光発電設備の施工事業者から得る、契約件数に応じた手数料や自己資金等を充てること。

(10) 収益

- ・ 支援事業者の収益は施工事業者から得る契約件数に応じた手数料とする。なお、手数料の金額は施工事業者が回避したと認められる営業費等を基礎とした合理的な範囲で設定することとし、購入者より直接利益を得る行為は禁止する。

(11) その他

ア 支援事業者は関係法令を遵守し誠実に業務を履行すること。

イ 本事業の実施に伴い発生する著作権（財産権）（著作権法第21条から第28条の権利）は、原則、作者の許可を得ず、無償で行使することができることとする。

ウ 仕様書の内容等について疑義が生じた場合や本事業に係る業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、その都度、県と協議のうえ、業務を進めることとする。

5 広報についての協議等

(1) 支援事業者は、広報内容について県と協議して定めるものとする。また、広報に神奈川県

名称等を用いる場合は、必ずその都度、県の了解を得ることとする。

(2) 支援事業者は、広報用の資料等を県に提供し、広報に協力するものとする。

(3) 支援事業者は、本事業について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の取材申し込みがあった場合は、原則として事前に県の了解を得るものとする。

6 個人情報管理

別添特記事項を遵守すること。

7 実績報告書の提出等

支援事業者は、以下のものについて、平成32年3月31日(火)までに県に提出するものとする。

- ・実績報告書（事業の実施状況、広報計画の実績等）
- ・チラシ等の広報にかかる作成物及びその電子データ
- ・その他、事業実施にあたり行ったアンケート等の集計結果

8 協定期間

協定締結日から平成32年3月31日(火)まで（※事業の実績等を勘案し、期間満了の1ヶ月前までに当事者の一方から書面による協定終了の申し出がないときは、本協定と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。）

9 その他

(1) 本事業に係る計画に変更が生じた場合は、すみやかに県へ報告し、県と支援事業者が協議したうえで決定する。

(2) その他この本事業に関して必要な事項が発生した場合は、県と支援事業者が協議したうえで決定する。